

【認知症関係抜粋】

第9期 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕
の基本理念と施策体系などについて

1. 基本理念（案） について

○新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕は、基本理念（政策目標）を掲げ、計画期間における各施策（取り組み）を実施してきました。
現計画における基本理念は、本市の前総合計画「にいがた未来ビジョン」で掲げていた都市像「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」の実現を目指すと同時に国の基本指針で示された内容を取り入れ、「自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）」と決めました。

第8期計画の基本理念

【基本理念】自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現
（地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。

○本市では、地域包括ケア計画の上位計画となる総合計画が、令和5年度から新たに「新潟市総合計画2030」としてスタートしました。

○この総合計画では、高齢福祉分野の施策の方向性として「高齢者が自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現」を掲げるとともに、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができると思う高齢者の割合」を政策指標としてその維持・向上を目指していることから、上記の現行の基本理念と方向性が一致しています。

また、現行の地域包括ケア計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指すこととしており、こうした考えは地域共生社会を重視する総合計画とも重なります。

これらを踏まえ、現行の基本理念を次期計画においても継続して掲げていきたいと考えています。

○なお、誰もが役割をもって活躍できる社会を実現していく総合計画の考え方を具体的に反映させるため、次のとおり見直しを行いたいと考えています。

基本理念における新旧対照表

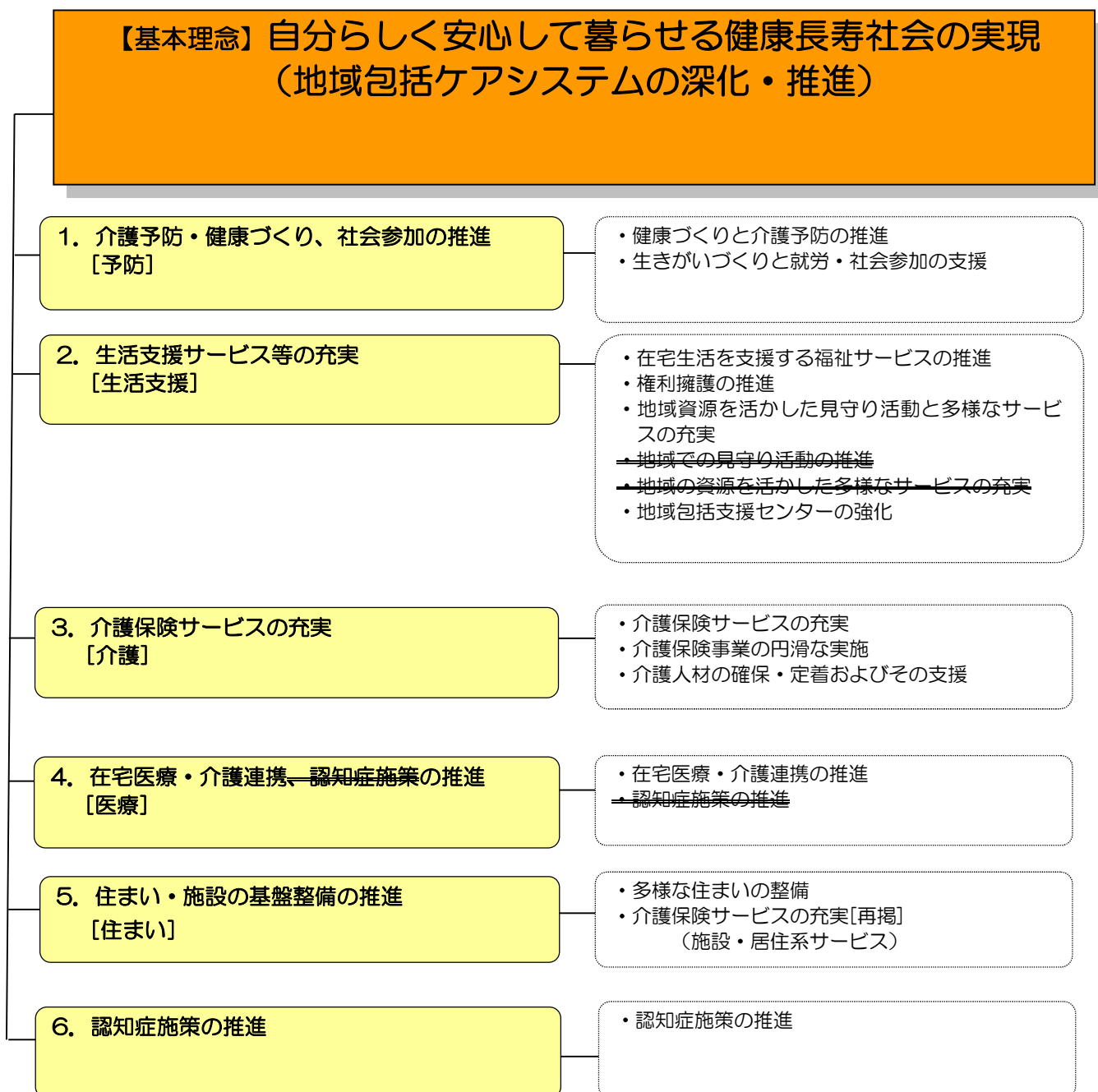
第8期	第9期
<p>【基本理念】 自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。</p>	<p>【基本理念】 自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持って活躍し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。</p>

2. 基本方針及び施策体系（案）について

○現計画においては、基本理念の実現に向け、「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つのキーワードを基礎とした視点（基本方針）に体系を分類し、各種施策を展開してきました。

○このたび、本年6月に「共生社会を実現するための認知症基本法」が成立し、国を挙げて認知症施策に取り組んでいく方向性が示されました。これを踏まえ、これまで「医療」に含まれていた「認知症施策の推進」を新たな基本方針として分類し、本市の施策としての位置づけをさらに明確化して取り組みを推進していきたいと考えています。

第8期計画の基本的な方向、基本目標、施策体系



○今後は、国の基本指針で示された介護サービス基盤の計画的な整備や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進などに関して、これまでの内容を充実させていきたいと考えています。

○なお、「生活支援サービス等の充実」の項目として掲げている「(3)地域での見守り活動の推進」と「(4)地域の資源を生かした多様なサービスの充実」については、住民が主体となって地域課題に取り組んでいくこと、地域の多様な主体が関わり取り組みを進めていくことなど共通する点が多いため、両項目を統合します。

基本方針及び施策体系における新旧対照表

第 8 期	第 9 期
<p>【基本方針】</p> <p>■介護予防・健康づくり、社会参加の推進 [予防] (1)健康づくりと介護予防の推進 (2)生きがいづくりと就労・社会参加の推進</p> <p>■生活支援サービス等の充実 [生活支援] (1)在宅生活を支援する福祉サービスの推進 (2)権利擁護の推進</p> <p>(3)地域での見守り活動の推進 (4)地域の資源を生かした多様なサービスの充実 (5)地域包括支援センターの強化</p> <p>■介護保険サービスの充実 [介護] (1)介護保険サービスの充実 (2)介護保険事業の円滑な実施 ①介護給付適正化と介護サービスの質の確保 ②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発 ③費用負担に対する配慮 ④災害・感染症に対する備え (3)介護人材の確保・定着及びその支援</p> <p>■在宅医療・介護連携、認知症施策の推進 [医療] (1)在宅医療・介護連携の推進 (2)認知症施策の推進</p> <p>■住まい・施設の基盤整備の推進 [住まい] (1)多様な住まいの整備 (2)介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）[再掲]</p>	<p>【基本方針】</p> <p>■介護予防・健康づくり、社会参加の推進 [予防] (1)健康づくりと介護予防の推進 (2)生きがいづくりと就労・社会参加の推進</p> <p>■生活支援サービス等の充実 [生活支援] (1)在宅生活を支援する福祉サービスの推進 (2)権利擁護の推進 (3)地域資源を活かした見守り活動と多様なサービスの充実 (3)地域での見守り活動の推進 (4)地域の資源を生かした多様なサービスの充実 (4)地域包括支援センターの強化</p> <p>■介護保険サービスの充実 [介護] (1)介護保険サービスの充実 (2)介護保険事業の円滑な実施 ①介護給付適正化と介護サービスの質の確保 ②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発 ③費用負担に対する配慮 ④災害・感染症に対する備え (3)介護人材の確保・定着及びその支援</p> <p>■在宅医療・介護連携、認知症施策の推進 [医療] (1)在宅医療・介護連携の推進 (2)認知症施策の推進</p> <p>■住まい・施設の基盤整備の推進 [住まい] (1)多様な住まいの整備 (2)介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）[再掲]</p> <p>■認知症施策の推進 (1)認知症施策の推進</p>

3. 重点的に取り組むべき項目（案）について

○重点取組事項については、「新潟市総合計画 2030」において、取り組みの大きな方向性として「介護予防・健康づくり・社会参加の促進」、「地域での支え合い・認知症施策の推進」、「介護サービスの充実と生活基盤整備」、「在宅医療・介護連携の推進」が示されていることを踏まえ、以下の4つを案として考えています。

■支え合いのしくみづくりの推進

- 住民同士が支え合うしくみづくりを進めるため、地域の茶の間など居場所づくりや住民主体の生活支援団体の育成を推進します。
- 支え合いのしくみづくりに向け、多様な地域資源と連携し、地域での見守り体制の充実を図ります。

■介護人材確保の取り組みの強化

- 現役世代が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるため、介護という仕事の魅力発信に取り組むとともに、デジタル技術の導入による業務の効率化を推進するなど介護分野で働く人材の確保・定着を支援します。

■在宅医療・介護連携の推進

- 市民が疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携センター・ステーションを中心として各地域の在宅医療ネットワークの活動を支援するなど、在宅医療・介護連携を推進します。
- 在宅医療を担う医師や看護師などの人材確保や、人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発に取り組みます。

■認知症施策の推進

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を推進します。
- 施策の推進にあたっては、認知症施策推進大綱の基本的な考え方や方向性を堅持しつつ、新たに成立した認知症基本法の理念を踏まえ取り組みます。

4. 各施策の現状と課題、取組方針（案）について

- 各施策の現状と課題、取組方針（案）については、次ページ以降に記載のとおりです。

6. 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の推進

【現状と課題】

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の人の数は、国の推計によれば平成 24 年（2012 年）の 462 万人が令和 7 年（2025 年）には約 700 万人となり、高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になるものと見込まれています。

こうした認知症の人の増加を踏まえ、国においては、令和元年 6 月に認知症施策推進大綱がとりまとめられたほか、令和 5 年 6 月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う共生社会の実現を推進することを目的として「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。同法に基づき、今後国において認知症施策推進基本計画が定められることから、これを踏まえ、本市においても認知症施策を進めていく必要があります。

認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らすためには、認知症への社会の理解は不可欠です。また、認知症は、早期に適切な対応を行うことで発症の予防、進行を遅らせることができることとされていることから、早期発見、早期診断、早期対応の取り組みの推進も重要です。

さらに、認知症の人が地域で安心して生活を継続するためには、認知症の人やその家族の視点に配慮した、地域における支援体制の充実、介護サービス基盤整備や医療・介護の連携の推進、地域での見守り体制の整備等、認知症の状態に応じた切れ目のない支援体制の構築が求められます。

【取組方針】

①正しい知識と理解の普及

地域全体が認知症は誰もがなりうることや認知症の人との接し方など認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターの養成講座を引き続き開催するとともに、職域や学校へ働きかけ、認知症サポーターの養成を進めます。

②予防・社会参加

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加などが認知症の発症予防や進行を遅らせることに効果があるとされていることから、認知症に限らず、全ての高齢者への予防活動を引き続き推進していきます。

一人一人が尊重され、認知症の人に合ったかたちで社会参加できる地域活動の活性化を図り、高齢者の閉じこもり防止や認知症予防を推進します。

③医療・介護連携による切れ目のない支援

認知症の人の在宅生活支援のため、市内関係医療機関とともに認知症の人の早期発見、早期診断、早期対応に取り組みます。

医療介護関係者等の人材育成のため認知症介護基礎研修などを実施し、在宅医療・介護連携を推進します。

④認知症に理解ある共生社会の実現

認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の人とその家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みの整備を進めます。

認知症の人の日ごろの見守りや徘徊時の早期発見・早期保護を図るため、引き続き関係機関と協力し見守り体制の構築を進めるなど、認知症の人が自立し、安心して地域で暮らせる認知症バリアフリーの地域づくりを推進します。

若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターや医療機関等と連携を図りながら相談・支援体制の充実を図ります。

【関連事業】

◆認知症サポーターの養成

地域住民、企業、学校などを対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人や家族の応援者である「認知症サポーター」を養成します。

◆キャラバン・メイトの養成

認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。

◆市民向け講演会や出前講座の開催

認知症に関する正しい知識の普及を図ることを目的として市民向け講演会や出前講座を開催します。

◆認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」の作成

認知症ケアパス（認知症安心ガイドブック）を作成・配布し、認知症の容態に合わせた適切なサービス提供の流れや相談機関を広く市民に周知・普及します。

◆認知症予防出前講座

認知症予防に効果的とされる運動、脳を使ったトレーニングのほか、栄養・口腔ケアなど総合的な介護予防メニューを身近な地域で実施します。

◆フレイル予防事業【再掲】

フレイルチェックを活用した予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

◆認知症初期集中支援推進事業

認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を対象に、医療介護の専門職がその家庭を訪問し、必要な医療や介護サービスの導入や調整、家族支援などを包括的、集中的に行います。

◆医療・介護関係者を対象とした研修会の実施

かかりつけ医、病院の従事者、介護実践者等を対象として、知識、技術の向上や認知症の人やその家族の対応等の研修を引き続き実施し、医療・介護の質の向上を図ります。

◆認知症サポート医の養成

かかりつけ医、専門医療機関、地域包括支援センターなどと連携し、認知症に関わる地域医療体制構築の推進役となる「認知症サポート医」を養成します。

◆認知症疾患対策事業

認知症疾患医療センターにおいて、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期治療、専門医療相談などを実施するとともに、認知症ケアに関わる機関との連携強化を図り、認知症疾患の保健医療水準を向上させながら、認知症の人が相談しやすい環境を整えます。

◆認知症地域支援・ケア向上事業

「認知症対策地域連携推進会議」を開催するとともに、「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症施策の円滑な推進や、医療と介護の連携強化に取り組みます。

◆認知症地域支援コーディネーター配置事業

認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、専門知識を有する認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人や家族のニーズを認知症サポーターにつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を進めます。

◆認知症カフェや家族会への支援

認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所である認知症カフェや家族会の情報を発信するなど、その活動を支援します。

◆認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人や家族の支援者として活躍できるよう、意欲のある認知症サポーターを対象に講座を開催します。

◆グループホーム等整備推進事業

認知症になっても、住み慣れた地域で介護サービスを受けながら暮らすことができるよう、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等について、今後の認知症高齢者の増加状況や日常生活圏域の整備状況を踏まえながら整備を進めます。

◆徘徊高齢者家族支援サービス事業

位置情報を把握できる小型通信機器を徘徊症状のある高齢者に携帯してもらうことで、高齢者の事故を防止し、家族の負担を軽減します。

◆はいかいシルバーSOSネットワーク

行方不明高齢者の早期発見・早期保護とその後のケアを図るため、警察等関係機関と協力しながらネットワークの構築を進めます。

◆若年性認知症コーディネーター配置事業

若年性認知症の人や家族の相談支援等を行う若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の就労継続支援や社会参加の促進を図ります。

◆地域の茶の間への支援【再掲】

子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まることができる地域の居場所「地域の茶の間」の運営を支援し、支え合い・助け合う地域づくりを進めます。